

魏・晋代、司馬・曹両氏の浮華・老荘思想をめぐる政争

好 並 隆 司

「序」

魏の陳群が九品中正制を以て、官僚の人事を行うに至ったが、戦乱の静まりと共にこの法の問題点が論議されるに至った。司馬懿は郡中正を保留したままで、州中正を置き、そこで主要な人事をさせた。一方、郡中正は郷論を反映する機能を持ち、在地の評判を選考基準とした。その為、選抜は曹爽・何晏・王弼ら「浮華」の徒とされた人々の一党を多く挙用するに至った。それに対し司馬懿は異議を持って、州中正が置かれたのであり、そこでは貴族を対象にして選び、彼らを政府高官に任じたのである。こうして見ると、此の段階では司馬・曹両派の政治力が均衡していた為、自ずと両中正が並存した結果になったものと思われる。まず、この中正論議からみて行こう。

「1」、司馬懿の中正制批判。

「太平御覧」、中正の條所引・干宝晋紀に「…案九品之状。諸中正既未能料究人才。以為可除九制。州置大中正」とあって、始め郡中正だけ置かれていたが、それでは人才を評価するには不十分であるとの理由で、州に大中正を置こうとした。司馬懿の提案である。これに対して、政敵の曹爽の弟・曹羲は「…欲除九品而置州中正。欲檢虚実。一州闊遠。略不相識。訪不得知会。復転訪本郡先達耳。此為問州中正而実決於郡人」（太平御覧265引、曹羲集）とあるよう、州中正は一州が廣すぎる為、その地の人物を充分には知り得ない。実際の所は郡人によって評価され得るものだと言って、その提案に反論している。

この論争の趣旨は矢野主税氏^(註1)によると、司馬氏が曹氏を挑発して朝政を握ろうとしたものと言ふ見方を提示された。しかし、州を中心に選挙するのは中央政府に近い人材の登用を狙うもので、在地勢力による郡中正の選挙機能とは異なる趣旨の選挙法であろう。州中正を郡のその上位に置き、それを通して中央政府の官僚配置を司馬一派の自由にしようとする企みであったと思われる。

「2」、夏侯玄による批判。

司馬氏の批判とほぼ同時に、夏侯玄が郡中正制を批判する。宮崎市定氏の論^(註2)を引くと、人事権は中央の台閣が握るものであるが、台閣は下位の官長に委ねて、彼が地方の実情を見て人才を台閣に推薦するのが本筋である。ところがこの筋と異なって、中正の職を設け郷品を以て等級を付け、此によって中央が人事をするとなると、これは裏口人事である。こうなると、郷党の評判を得るのが有利であり、中正に運動するのが更に近道である。このように、夏侯玄の言い分は官吏の選考は

本来、台閣が行い人物の判定は中正にと、職分を分かすべきだというのである。矢野氏によれば、これは官吏任用において、郡中正が吏部の任用権に介入すると言ったからだとする。

嘉平元年(249)の後、司馬懿が州中正を配置したが、これは郡中正を廃止しての設置ではなかった。この措置は地方出身者との妥協であって、その結果、州・郡中正制の二重構造の人物評価が生じた(矢野説)と言われる。二重構造の成立は先掲、曹・司馬両派の政治的均衡によって生じたものであると見られる。

「3」、西晋時代の中正制

岡崎文夫氏は論文「九品中正考」^(註3)で、中正制の批判について、「九品中正制度に反対する議論は二点に要約できるとして、(1)、夏侯玄説を基として、中正は郷評を次第するに留め、九品は官庁の参考にするだけ(2)、総て土断を以て人物を選別し、郷拳里選に戻すこと。(1)は劉毅により、(2)は衛瓘・李重によるものであるが、何れも自治の風が九品中正によって破壊されたと言う認識が前提にあると見ている。

<1> 劉毅の見解。

晋初、劉毅は八品の批判をする。1) 貴族主義の弊 2) 州都の弊 3) 実才無視の弊 4) 無責任の弊 5) 能力の限界を越える弊 6) 虚名の弊 7) 品状不当の弊 8) 実事を得ざる弊をあげて九品中正を廃止せよと言う。すなわち全体に中正制をやめようと言う主張である。矢野氏によれば、劉毅が彼の位置の尚書職から見ると、中正制は分叙を乱していると見るのであり、1)については、人才を評価すべき中正が「家格」を基準としているのを問題としているわけである。この批判は州中正制を指していると矢野氏は解している。

<2> 衛瓘の見解。

衛瓘は大尉王亮らと共に、中正制を全廃して、郷拳里選制に戻るべしと主張した。宮川尚志氏^(註4)によれば、衛瓘の意見は郡中正制は郷邑の清議を反映していたが、中途から「資を計って品を定む」に変わってしまった。これは州中正が上級官僚に有利に運用された為であって、これを廃除して地方長官から直接、人才を得るべきだとする。この説も州中正を批判していて、郡中正を非難しているわけではない。

<3> 李重の見解。

宮川氏の解説では抑も「中正制は軍中の臨時的制度であった。現今の実情に当たってはその運用は改善さるべきである。すなわち土断によって郷党を定めて、その上で郷拳里選を行うべし」とするものであった。

以上の3例は中正制批判であるが、それは中正制の貴族主義化に反対と言うことであり、それが上流権勢者に運用されていたため、家格の固定化を招く点が特に問題とされたようである。武帝はその意見に同意しながら、しかし改定するに至らなかった。州中正制が貴族階級の利益を擁護するものである以上、九品をやめ、郷党の世論に聞く方法に帰ることが出来なかったのである。それは魏朝以来の司馬氏の同僚の家に属すると共に、中正制で選抜されたものは、それら名門の子孫であったという事情に依るものであろう。

「4」、中正制の性格と役割についての解釈

<1> 州中正制は高級官僚の貴族化を促進するものと理解されているが、その点について諸氏はどのように考えて居るのか。

- (1) 岡崎説。中正制は地方豪族の地位保全のためのものであったが、司馬氏によって州中正の設置されて後、司馬氏の地方有力者支配の手段となり、家格に依って品状が決定されるに至った。
- (2) 宮川説。岡崎説に賛同する。大貴族の横暴に対する地方名族の立場から批判が為されたものである。
- (3) 宮崎説。州中正は地方統制をもたらしたが、それが貴族化したのは後漢以来の流れである。中正制が官僚の貴族主義化を促進したのではなく、逆に歴史の貴族主義的傾向によって、中正制も変化したのである。
- (4) 越智説^(註5)。後漢選挙制の欠点を改めるために、九品官人法が制定されたが、中正制において、郡中正は郷党の与論を官界に上げるものであったが、州中正は司馬氏と上級士人層との一体化に役立つものであった。
- (5) 堀説^(註6)。豪族の発展に対処するための官品制・中正制であったが、州中正制が置かれると郡中正はその支配下に入り、有力豪族の世論支配が成立した。彼らは政治的地位に着いて結果、貴族制が成立した。
- (6) 矢野説^(註7)。中正制は官吏任用の際の人物調査をするものであった。魏の郡中正制は郷党の意見を採り、才能を基に人物を判定するのに対して、魏末、司馬氏による州中正が設置され、これが郡中正を支配しつつ、「家格」で人物評価をして、各州を上部から把握するようになった。その結果、郡中正は下級官僚を主とし、州中正はそれらを傘下に置いて、世論形成の場を中央に設けることになった。これが門閥社会の成立である。

<2> この節では矢野氏の総括を取り上げる。まず州中正と貴族化の関係について、魏末までに中正制の貴族主義的の運用が行われ、家格固定の門閥社会が成立していく。

中正制廃止論は有力な官僚か名門の人々に依って行われ、州中正の貴族的運営によって有利な

ずの人びとによる廃止論が提出されていた。それは何故か。中正は本来、郷党の意見を尊重し、個人の才徳を基準に郷品を決めるものであった。ところがその後、中正制の貴族的運用によって、個人よりもその背景の「家格」中心の選挙になった。従って中正制は、郡中正時代に戻すべしというのが劉毅らの考えである。

所で、郷党の意見とはどのようなものであったか。例えば、汝南月旦評が史料に見える。「後漢、許劭与従兄靖、俱有高名、好共覈論郷党人物。毎日輒更其品第・・俗有汝南月旦焉」(古今合璧事類備要・後集、卷十)とあって、著名な許劭が従兄と在地の人物を評価していた。「更其品第」とあるから、中正の業務に等しい。「玉芝堂談藟菴」巻四に「・・与邴原、管寧遊学相善、号一龍。漢・許虔号平輿二龍、又・・」とあって、許氏は二龍と称された。在地の著名人が人物評価を行ったのである。「後漢書」巻九十八に郷党の人物を評論し「毎月輒更其品題。是故、汝南俗有月旦評焉」とあって、月ごとに評価を行ったと言う。

<3> 家柄主義・門閥主義とは反対の個人の能力中心主義を掲げた中正制であったが、それがたちまちの間に貴族化する。夏侯玄の提起から西晋初までの間に、中正制の変質・貴族化が急速に進行したのである。一体、後漢中期以降、「世吏二千石」と呼ばれる中央官僚層が固定化しつつあったのは歴史的事実であるが、この中正制の変質(貴族化)はこうした後漢以降の貴族化の大勢におし流されて生じたものであろう。

「5」

中正制に関する先行する研究は上述のとおりであるが、後漢以来、盛んになった「文章」(文学)は選挙において、個人の能力を評価する基準の一つとなっていた。とりわけ曹魏の時期、曹操を始め曹丕・曹植を中心とする建安文学の盛行は、人物評価の基準が「文章」作成の能力に有ったことは、この時期の特色と言える。「魏志」巻九に「南陽何晏・鄧颺・李勝・沛丁謐・東平畢軌、咸有声名、進趨於時。帝以其浮華、皆抑黜之」とあり、何晏・阮籍が「口談・浮虚不遵礼法」とあって、挙げられた人物は概ね儒家思想に従わず、老荘思想を信奉していた。「正始中、何晏選挙、各々得其才・・浮虚相扇、儒雅日替・・王弼・何晏二人之罪」(「晋書」巻七十五)とあって、魏・曹芳の時期、選挙で浮華の徒を扱んだのは、この二人の責任であると断じている。亦「何晏・阮籍・・口談・浮虚、不遵礼法」とあり、また「正始八年、曹爽用何・鄧・丁、移郭太后於永寧宮、・・与懿有隙・・五月、懿称疾、不与政事」とあって、太后を永寧宮に移した事件があった。それは「出郭太后於別宮、皆謐之計。司馬懿特深恨之」とあって、太后を移したのは丁謐の計画であったと言われている。さらに「丁謐画策・・転宣王為太傅」とあり、彼は司馬宣王をも政治の実権から遠ざけた。これには何晏も関与しており「遷太后・・專擅朝政」とある。こうした状況下、「屢々改制度、帝不能禁。於是、与爽有隙。五月、帝称疾不与政事」(「晋書」巻一)とあり、「制度の改変」によって、帝と曹爽の間に不和が生じた。しかしながら一方で、太后を移したと言うのは誤認であると、註において

胡三省は言っている。すなわち、「拋陳寿・志、太后称永寧宮、非遷也。意者、晋諸臣欲增曹爽之惡。故以遷字加之。按陳志、文德郭皇后、称永安宮。明元郭皇后称永寧宮。其例正同。郭后伝既不言遷。曹爽伝亦不之及。司馬懿奏事称永寧宮。皇太后令亦無偏遷之文。則胡註是也」(「白田雜著」卷五)とあって、ここでも胡註が正しいとしている。但しいずれであっても、この件の影響はさほど大きくはない。

曹爽一派の場合は「何晏等以老荘之学為宗。・・士風不美。・・帝惟坐視」と老荘思想を尊重して、伝統の儒学には従わなかった。これに対し、司馬懿のメンバーとして「蔣濟・高柔・孫礼・王観、輔司馬懿」と列記されていて、例えば蔣濟では「引韓氏易伝言、五帝官天下、三王家天下、家以伝子、官以伝賢。・・蔣濟萬機論亦有官天下、家天下之語」(「容齋隨筆」・四筆卷二)とあって、易伝を引用しているように、儒家系列である。蔣濟は正始三年に太尉に就いており、「是時、曹爽專政、丁謐・鄧颺等、輕改法度。・・濟上疏曰。・・夫為国法度、惟命世大才、乃能張其綱維、以垂于後、豈中下之吏所宜改易哉。終無益於治、適足傷民望、宜使文武之臣、各守其職、率以清平、則和氣祥瑞可感而致也、以隨太傅司馬宣王。・・誅曹爽等、・・濟上疏曰、臣忝寵上司而爽敢包蔵禍心。此臣之無任也。太傅畜独断之策。陛下明其忠節。罪人伏誅社稷之福也」とあって、彼は司馬宣王に従った。その註に「王愨壘曰、蔣濟・高柔・孫礼・王観皆魏之大臣、激於曹爽之專政而輔司馬懿、以誅爽。爽誅懿專而篡弒之形成矣。濟蓋深悔之、故発病。・・」(「魏志」卷十四)とある。亦、「懿誅爽後篡奪之勢已成。濟固知之而力不能制。故不三月發病而卒」(同 前)とあって、蔣濟は曹爽の專政は嫌ったが、しかも、なお魏朝の維持を求めた。しかしながら司馬氏の篡奪を止められず、これを後悔して卒したとある。

曹爽と司馬懿の権力争いにそれぞれ加担した有力な人士を並記すると、次のようになる。

<曹派>; 何晏、鄧颺、李勝、丁謐、畢軌、阮籍、王弼、桓範、王衍、樂広、王澄、阮咸、王戎、向秀、劉伶、衛覬、夏侯玄、趙秀、等。

<司馬派>; 蔣濟、高柔、孫礼、王観、傅嘏、衛臻、廬毓、等。

かかる司馬・曹両者の対立は激化するが、その際、「桓範果勸爽、奉天子幸許昌、移檄徵天下兵。爽父能用、而夜遣侍中許允・尚書陳泰詣帝觀望風旨。帝数其過失、事止免官。泰還以報爽勸之通奏。帝又遣爽所信、殿中校尉尹大目論爽指洛水為誓。爽意信之」(「晋書」卷一)とあり、亦、「魏志曹爽伝註、世語曰、宣王使許允・陳泰、解語爽、蔣濟亦与書達宣王之旨。又使爽所信。殿中校尉尹大目謂爽、唯免官而已。以洛水為誓、爽信之、罷兵」とあって、宣王側は巧みな詐略を行っている。対して桓範は「通志」卷七十九下に「範出城、顧謂蕃曰、逢太傅凶逆。・・範南見爽、勸爽兄弟、以天子詣許。・・兄弟不能用。・・」とあって、天子を擁して許都に行き、天下の兵を結集することを曹爽に提起したが、その策を爽は用いなかった。その理由は「桓範等援引古今、諫説万端、終不能従。乃曰、司馬公当欲奪吾權耳、吾得以侯、還第不失為富家翁。範拊膺曰、坐卿、滅吾族矣」(「晋書」卷一)とあるように、司馬懿の爽殺害の意図を軽視していたところにある。「援引古今諫説万端。終不能従。乃曰、司馬公正当欲奪吾權耳。吾得以侯還第不失為富家翁。範拊膺曰、坐卿滅吾族矣」(同 前)とあって、範の方は司馬懿のこの意図を察していた。

「三国志文類」巻六十に「自何晏等、以莊老之学為宗。而虚無之論盈於朝野。士風不美、莫此為甚。帝惟坐視而莫之革。故其後、王衍・楽広以清談取重於世。而王澄・阮籍之徒、又皆以任放為達一時、士大夫遂至楽浮誕。而廢業」とあって、何晏が老莊の学を中心に置いたため、虚無の論は朝野に広がった。しかし帝は座視して、これを改めようとはしなかった。これによって王衍・楽広らが清談を以って世に重きをなす結果を招来した。続いて王澄・阮籍が「任放」(礼法をすてて心のままに行う)なる行為を執ったので、士大夫は「浮誕」(実のない偽り)を楽しんだと言われる。稽康の場合も「文辞壯麗、好言老莊、而尚奇任俠、至景元中、坐事誅」(「魏志」巻二十一)とあり、「魏志春秋曰、・・与陳留阮籍・河内山濤・河南向秀・籍只子咸・琅邪王戎・沛人劉伶、相与友善・・時人号之為竹林七賢」(同 前)とあって、老莊思想に好意を持っていた。そして「因讀康欲助母丘儉、頼山濤不聽・・康・安等言論放蕩非毀典謨、帝王者所不宜容、宜因罽除之、以淳風俗」(「冊府元龜」巻九百三十二)とあり、亦「稽康撰釈私論曹羲著、至公論」(「文苑艸華」巻七百四十九)ともあって、司馬氏に叛乱した儉を擁護し、曹爽の弟、羲の著書を撰釈した経緯もある。こうして稽康は曹氏に親近感を持っていたと思われる。

向秀では「司馬昭問曰、聞有箕山之志、何以在此。秀曰、巢・許涓介之士、未違堯心。豈足多慕。昭甚悦」(「郝氏統後漢書」巻七十三上上)とあり、「司馬文王問曰、子嘗自云、塵外之士。今安得来乎。答曰、心為巢・許狂狷、不足恭故也。乃授之驃騎府從事」(「實寶録巻十二)とあって、官吏となり「向秀・・雅好莊老之学。後為侍郎」(「名賢族言行類稿巻四十六)と累進している。

劉伶では「王隱晋書曰、魏末、阮籍有才而嗜酒荒放、露頭散髮・・作二千石不治官事。日与劉伶等共飲酒歌呼。時人或以籍生在魏晋之交。欲伴狂避時。不知籍本性自然也」(「三国志補注」巻三)とあって、官事を放棄し飲酒したのは魏晋の交替に際して時事を避けようとしたのだと論評されている。

曹爽派の李勝は「常法を毀し」た。これにたいして傅嘏は常法である「司馬氏之綱統を立て」とあるように異なる意見を以て双方対峙していた。元々傅嘏は「正始初・曹爽秉政・・傅嘏・・晏等・・与嘏不平」とあるように、李勝に近い何晏とは仲がよくなかった。ここに常法を毀すとは「今、考績之法廢而以毀誉相進退、故真偽渾雜、・・帝納其言、即詔作考課法」(「三国志」巻二十二)とあるよう、従来の人材判定の方法を毀すことであり、この時点では、それに代わって「毀誉褒貶」の評判で決めたことを言っているのである。その元は「鑑於何鄧之徒、朋党浮華」とあり、互いの優れた文章や老莊思想を共通項として党派をなしていた成員の中での評判を選挙基準としたと言うのである。

「正始八年夏四月、曹爽用何晏・鄧颺・丁謐、遷郭太后於永寧宮。專權朝政、兄弟並典禁兵、多樹親党、屢改制度。懿於是与爽有隙。五月懿称疾、不与政事」(「郭氏統後漢書」巻七十二中)とあって、この年、一旦、曹爽一派が権力を握る。此処に「制度を改む」との部分には選挙制度を指すのであろう。(「会昌一品集」巻十)に「魏朝、何晏、丁謐依附曹爽。祖尚浮虚、使有魏風俗由茲大壞。此皆為朋党也」とあって、浮虚・朋党こそが伝統の風俗を毀したものと言っている。

次に別の一件；魏志・孫礼伝に「明帝臨崩之時、以曹爽為大將軍、宜得良佐。於牀下受遺詔。拜礼大將軍長史・・礼亮直不撓、爽不便也。・・太傅司馬宣王・・出為荊州刺史、遷冀州牧。太傅司馬宣王謂礼曰、今清河・平原争界八年。更二刺史、靡能決之。虞芮待文王而了・・無訟當以烈祖初封平原時、因決之。何必推古問、故以益辭訟・・今因藏在天府、便可於坐上断也。豈待到州乎。宣王曰、是也。当別下因、礼到案因、宜属平原、而曹爽信清河言。下書云、因不可用、当参異同礼・・今二郡争界八年、一朝決之者、縁有解書・因画可得尋、案植校也。平原在兩河向來上、其間有爵隄。爵隄在高唐西南、所争地在高唐西北、相去二十余里。可謂長嘆息流涕者也。案解与因奏、而鄙不受詔。此臣懦弱不勝其任。臣亦何顔尸祿・・爽見礼奏大怒・・宣王有忿色而無言。宣王曰、卿得并州少邪けい理分界、失分乎。今当遠別、何不懼也・・因涕泣横流。宣王曰、且止忍、不可忍。爽誅後、入為司隸校尉」とあるように、ここに清河・平原の紛争問題を詳述している。紛争の地は高唐の西北にあり、西南には爵堤があって、その間の距離は二十余里であった。この地の争いには曹爽・司馬懿兩権力者が関与している。孫礼は天府に蔵した因を参照して、この争いを判定するよう言上し、司馬宣王もこれに同意している。その地図を参照の結果、孫礼は該当の地は平原縣に属すると判断するのが妥当と判断した。しかし、曹爽は清河郡の言い分を信じていて、因は信用出来ないと孫礼の上奏にたいし怒っている。宣王もこれに対し、亦、怒りの色を浮かべたが、終始、無言であったと言う。この件でも両者が対立しているのである。

こうした紛糾の経緯を経て、正始八年（245）五月、司馬氏の側から曹爽との抗争を避け、司馬懿自身は疾病と称して政局から一旦、手を引く姿勢を取る。よって同年から、曹爽は朝政を専断する。宣王はこれにたいし秘かに曹爽打倒の準備をし、爽の一派もこうした宣王に深い疑惑を抱いた。「兄弟・・多樹親党、屢改制度。帝不能禁。於是与爽有隙」とあり亦、「爽遷太后於永寧宮、帝与太后涕泣而別」（「晋書」・五行志）とあって、こうした曹爽の処置に、帝も不快であったらうと思われる。こうして帝・太后の隠然たる支持を支えにして「宣王誅爽、因爽出閉城門。大將軍司馬・魯芝將爽府兵、犯門斬関出城門、赴爽來呼。敵俱去敵。懼問憲英曰、天子在外、太傅閉城門、人云、將不利国家於事、可得爾乎。憲英曰、天子在外、太傅閉城門。人云將不利国家於事、可得爾乎。憲英曰、天下有不可知、然以吾度之、太傅不得不爾。明皇帝臨崩、把太傅臂以後事付之。此言猶在朝士之耳。且曹爽与太傅俱受寄託之任、而独專權、勢行以驕奢、於王室不忠、於人道不直。此舉不遜、以誅曹爽耳。敵曰、然則事就乎。憲英曰、得無殆就、爽之才非太傅之偶也。敵曰、然則敵可以無出乎。憲英曰、安可不出、職守人之大義也」（「世語」）とあるように、司馬懿は曹一派を兵を以って討滅するに至った。この文に見える辛毘の弟、辛敞は衛尉の職にあり、亦、曹爽の参軍（「世語」）であった。

そしてこの文に見る憲英とは魏の重臣辛毘の娘であった。「爽事定之後、敞歎曰、吾不謀於姉、幾不獲於義」（「世語」）とある。憲英の言に依れば、曹爽・司馬懿兩人の才に就いて、後者が爽を遙かに越えていると言う。亦、先帝の死去にあたって、兩人に政治を依託されたにも拘わらず、曹爽のみが専権するのは大義から見て誤りだと断じている。

「結語」後漢晩期、「甘陵有南北部党人之議、自此始矣・・因此、流言転入太学諸生三万余人」(「後漢書」六十七)とあり、鄧太后によって大学生が増募されて、三万余人に達したため教育が充分には深められず、後漢・正統の「章句」学が衰微することになった。「然章句漸疏、而多以浮華相尚、儒者之風蓋衰矣」(「後漢書」卷百九上)とあるように、それに代わって浮華が尊重されるようになる。「崇浮華、賢才抑不用」(同書卷「百十」下)とある。ここに賢才とは儒学を治めた者を指すであろう。同書同伝に「郭林宗、賈偉節為其冠、並与李膺、陳蕃、王暢・・」と著名人が記されている。三国期に入ると「博士課試擢其高第者、亟用其浮華、不務道本者、皆罷退之」(「三国志」卷三)と浮華なる博士の高第者がいたので、それらを罷免したと言っている。帝を始め権力者の側は儒学を排する「浮華」なる者を抑圧する。「明帝以其浮華、皆抑黜之。及爽秉政、乃復進叙任為腹心、颺等欲令爽立威名於天下」(「同書」卷九)とある。この明帝と異なって、曹爽が政権を握ると鄧颺らがその腹心として権力を振った。亦「然言事者、以誕・颺等修浮華、合虚誉。漸不可長。明帝惡之、免誕官」(同書卷二十八)とあって、浮華なる高官を明帝は抑圧したのである。浮華の徒は「晋氏以来、文章競為浮華」(「資治通鑑」卷百五十九)とあって、浮華は文章に示めされていると言う。そして注目される点は「老莊浮華非先王之法、言不可行也」(「史伝三編」卷十九)とあって、浮華と老莊が一体に扱われていることである。「史纂通要」卷9には「初晏好老莊書与夏侯玄・荀粲・王弼之徒、競為清談、祖尚虚無。謂六經為聖人糟粕。由是、天下士大夫争慕效之。遂成風俗、不可復制。明帝惡其浮華、抑而不用・・」(史纂通要卷九)とあって、清談の徒が浮華とされているのを知る。「帝範」卷四)には「若禁絶浮華、勤課耕織、若不禁絶、則遊食未作者多矣」とあって、浮華が庶民まで浸透しているのが解る。明帝は「詔退浮華。於是、免諸葛誕、鄧颺等官」(「古今紀要」卷四)とあり、同書同卷に「以夏侯玄等四人為四聰。誕備八人為八達・・明帝惡之、皆廢錮」とあり、同様「然言事者以誕・颺等、修浮華、合虚誉、・曹叡惡之、免誕官」(「郝氏讀後漢書」卷七十中)とあって、当時の著名人を明帝は罷免しているのである。

この明帝曹叡が崩じ、曹芳が継いだ。この時期、上文に見るように政務を依託された曹爽と司馬懿双方が権力の座にあった。しかし、両雄並び立たずの諺のように、両者の隠然たる角逐が、とりわけ選挙制をめぐる火花を散らした。中正制に関しては司馬懿が州中正を、曹爽が郡中正を支持している。前者は中央政府の官僚を選抜し、後者は郷里の評判から官吏を撰んだ。前者は儒家思想を奉じる人々に支えられ、伝統に忠実であった。これに対して後者は後漢末から評価を受けるようになった「文章」(文学)と老莊思想を信じた人々が中心であった。中正制の議論はこの時期、決着がつかず、論争は晋代まで継続している。

曹爽と司馬懿両派の抗争は土地問題も絡んで、なおも深刻になり、やがて決着を付けることになる。曹爽は政治の状況の判断が鈍く、司馬懿の真意を見抜けなかった。嘉平三年夏、楚王曹彪が計画したと同様に、許都に移り皇帝を奉じて大義を執ろうとする部下桓範の献策を用いなかったのは、司馬懿が爽の位階のみを問題にしているとの判断の誤りであった。

司馬氏が権力を握って曹氏に代わってからは浮華の思思を要とした清談の徒は総て排除されて、

後漢以来の文学の重視の傾向はここに終わりを告げたのであった。

- 註1 矢野主税「九品の制をめぐる諸問題」長崎大学教育学部・社会科学論十八。
- 註2 宮崎市定「九品官人法の研究」第二編、本論第二章。
- 註3 岡崎文夫「九品中正考」(魏晋南北朝における社会経済制度、所収)。
- 註4 宮川尚志「六朝史研究」政治・社会篇、所収。
- 註5 越智重明「九品官人法の制定と貴族制の出現」(古代学十五の二)。
- 註6 堀 敏一「九品中正制の成立をめぐる」(東洋文化研究所紀要四十五)。
- 註7 矢野主税「魏晋中正制の性格についての一考察」(「史学雑誌」七十二卷二号)。